

明石市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する取扱要領

1 趣旨

この要領は、明石市広告掲載指針及び明石市広告掲載基準（平成20年4月1日施行）に定めるもののほか、広告入り窓口用封筒の無償提供に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において「広告入り窓口用封筒」とは、市が発行する各種証明書等を持ち帰るために、市民に提供する封筒であって、広告が印刷されたものをいう。

3 広告の掲載規格

広告の掲載規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）広告入り窓口用封筒の大きさ

ア 角形2号

イ 角型6号

（2）広告掲載面積

表面・裏面とも封筒面積の35%以下

4 設置期間

広告入り窓口用封筒の設置期間は、3年間とする。

5 広告入り窓口用封筒の無償提供者の募集方法

市長は、無償提供者の募集を市広報等により行うものとする。

6 広告入り窓口用封筒の無償提供の申込み方法

（1）広告入り窓口用封筒の無償提供を希望する者は、広告入り窓口用封筒無償提供申込書（様式第1号）に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（2）募集期間、その他募集について必要な事項については募集要項で定める。

7 広告入り窓口用封筒の無償提供者の決定

市長は、前条の規定による申込みがあったときは、提案内容、業務実績、信頼性を総合的に判断し、その結果を広告入り窓口用封筒の無償提供申込者に対し通知する。

8 製作上の注意事項

（1）広告入り窓口用封筒を製作する無償提供者は、広告主の募集にあたり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

（2）無償提供者は、広告内容、色、形状等の窓口用封筒の仕様について、事前に市長と協議し、市長の承諾を受けた後に製作しなければならない。

(3) 無償提供者は、封筒の数量並びに納品時期及び場所について市長の指示に従うものとする。

9 広告主

広告入り窓口用封筒に掲載する広告は、市税の滞納がない事業者のものとする。

10 問題発生時の対応

無償提供者は、窓口用封筒の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

11 中止

市長は、市民に窓口用封筒を提供することが不相当と認めるときは、窓口用封筒の提供を中止するものとする。その際、無償提供者は、窓口用封筒を回収の上、代替の封筒を提供するものとする。

12 確認書の締結

市が無償提供者から窓口用封筒の無償提供を受けるときは、窓口用封筒の製作及び無償提供に関して、市と無償提供者双方で確認書を取り交わすものとする。

13 委任

この要領に定めるもののほか、窓口用封筒の製作及び無償提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月12日から施行する。